



## JCI レース・トゥ・ゼロサークル

### 中期目標ミニマム要件

#### 要件 1：対象主体、スコープ・バウンダリ

すべての組織は、該当する温室効果ガスすべてについて、組織・主体全体のスコープ 1 とスコープ 2 に相当する排出量を目標の対象とする必要があります。組織構成員・従業員等が 500 名以上である組織・団体は、スコープ 3 の概算を行い、スコープ 3 がスコープ 1+2+3 の合計の 40%を超える場合、スコープ 3 目標はその 2/3 以上をカバーする必要があります。全組織・主体のスコープ 1・2 については、バウンダリから 5%を上限として、インベントリや目標の対象から除外することができます。なお、金融サービスセクター（アセットオーナー、アセットマネージャー、銀行、保険会社）の事業を営み、かつ従業員が 500 名以上である組織・団体については、JCI 要件での参加はできません。選択肢 1 にてご参加ください。

自治体については、領土排出量すべてを対象とし、除外については全体の 5%以内とする必要があります。

#### 要件 2：JCI ミニマム要件についての基準年・目標年・目標水準

組織については、スコープ 1・2 の合算(除外は 5%以内)、自治体については領土排出量全体(除外は 5%以内)について、基準年から 2030 年までに直線で年率 2.5%(10 年で 25%削減)以上の総量削減を約束します。組織のスコープ 3 については、要件 1 にて対象となった組織については、基準年から、提出年の 10 年後までに直線で年率 1.23%(10 年で 12.3%削減)以上での総量削減を約束します(除外は 32%以内)。基準年は 2010 年以降である必要があります。

JCI ミニマム要件にて誓約した主体についても、他の国際的なイニシアチブによる目標の審査と認定を受けることを推奨します。排出量や削減について、クレジットを考慮することはできません。

#### 要件 3：年に 1 回の報告

JCI ミニマム要件を通じて参加した主体は、JCI に対し、毎年 8 月末を目安とした JCI が設定した期日までに、JCI が指定した内容について報告する必要があります。報告は、CDP（自治体の場合、CDP-ICLEI 統一報告システム）を通じて行うことも可能であり、それを推奨します。